

令和6年9月30日

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和6年度における輸入数量等

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和6年度の初日から令和6年8月31日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量(協定対象外輸入数量)を下記のとおり公表する。

記

項	概要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	100 トン	23 トン	77 トン
		100 トン	23 トン	77 トン
3	クリーム	66 トン	12 トン	54 トン
		57 トン	6 トン	51 トン
4	粉乳類	22,479 トン	7,791 トン	14,688 トン
		19,067 トン	5,704 トン	13,363 トン
5	無糖れん乳	1,995 トン	312 トン	1,683 トン
		1,995 トン	312 トン	1,683 トン
6	加糖れん乳	30 トン	68 トン	超過済
		30 トン	12 トン	18 トン
7	ヨーグルト	13 トン	6 トン	7 トン
		13 トン	6 トン	7 トン
8	バターミルク	18 トン	5 トン	13 トン
		18 トン	5 トン	13 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	52,824 トン	18,551 トン	34,273 トン
		43,262 トン	13,963 トン	29,299 トン
10	その他の乳製品	11,718 トン	1,559 トン	10,159 トン
		5,441 トン	1,144 トン	4,297 トン
11	バター	15,620 トン	6,709 トン	8,911 トン
		12,218 トン	5,476 トン	6,742 トン
12	豆類	74,764 トン	34,110 トン	40,654 トン
		33,618 トン	16,941 トン	16,677 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,432,032 トン	2,183,201 トン	3,248,831 トン
		5,028,802 トン	2,038,048 トン	2,990,754 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,266,479 トン	507,918 トン	758,561 トン
		171,784 トン	91,449 トン	80,335 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	1,007,980 トン	322,588 トン	685,392 トン
		1,007,980 トン	322,588 トン	685,392 トン
15	コーンスターチ	3,540 トン	1,328 トン	2,212 トン
		3,465 トン	1,173 トン	2,292 トン
16	ばれいしょでん粉	9,535 トン	7,964 トン	1,571 トン
		8,521 トン	7,254 トン	1,267 トン
17	マニオカでん粉	156,823 トン	44,158 トン	112,665 トン
		156,113 トン	44,158 トン	111,955 トン
18	サゴでん粉	20,008 トン	6,665 トン	13,343 トン
		7,223 トン	6,665 トン	558 トン
19	その他でん粉	1,601 トン	853 トン	748 トン
		1,458 トン	813 トン	645 トン
20	イヌリン	3,131 トン	666 トン	2,465 トン
		72 トン	42 トン	30 トン
21	落花生	32,326 トン	15,808 トン	16,518 トン
		18,405 トン	7,131 トン	11,274 トン
22	こんにゃく芋	189 トン	3 トン	186 トン
		189 トン	3 トン	186 トン
23	ミルク調製品	9,208 トン	1,625 トン	7,583 トン
		2,555 トン	353 トン	2,202 トン
24	でん粉調製品	667 トン	774 トン	超過済
		469 トン	378 トン	91 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,765 トン	652 トン	4,113 トン
		1,789 トン	352 トン	1,437 トン
27	調製食用脂	17,432 トン	3,189 トン	14,243 トン
		1,943 トン	259 トン	1,684 トン
28	繭	2.0 トン	0.0 トン	2.0 トン
		2.0 トン	0.0 トン	2.0 トン
29	生糸	242 トン	65 トン	177 トン
		242 トン	65 トン	177 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。